

# ゴールデンウィークのごみ収集・し尿汲み取りなどのお知らせ

☎ 廃棄物中継センター ☎37・6145 / 環境課 ☎37・6102

ゴールデンウィーク期間中の燃えるごみ収集は平常どおり収集します。そのほかの持込などは表のとおりです。

区分	収集地区・場所など	4月				5月								
		27 月	28 火	29 水・祝	30 木	1 金	2 土	3 日・祝	4 月・祝	5 火・祝	6 水・振休	7 木	8 金	
燃えるごみの収集	月・木曜日区域	○			○				○			○		
	火・金曜日区域		○			○				○			○	
	水曜日区域			○							○			
資源物の収集	市内全域										紙類・硬プラ			
ごみ・資源物の直接持込	市内全域	廃棄物中継センター ☎37・6145				○ 8:30~16:00				○ 8:30~12:00	休み	○ 8:30~16:00		
資源物の直接持込	北部資源物回収所 (小城消防署北分署 南側敷地内)	○ 9:00~16:00		休み	○ 9:00~16:00		休み	○ 9:00~12:00		休み			○ 9:00~16:00	
	南部資源物回収所 (牛津公民館北)													
し尿汲み取り	【小城町、三日月町の一部】 (有)小城新生興業社(☎72・3091)	○		休み	○		休み					○		
	【牛津町、芦刈町】 (有)天山環境開発工業(☎66・1356)	○		休み	○		休み					○		
	【三日月町の一部】 ヤマトカンキョウ(株)(☎62・0059)	○		休み	○		休み					○		

※し尿汲み取りは、お住まいの地区の許可業者に直接お申し込みください。 ○…収集有り、持込可 / 休み・空欄…収集無し、持込不可

## 5月5日(こどもの日)から1週間は「こどもまんなか 児童福祉週間」です

☎ こども家庭課 ☎37・6107

こどもの健やかな成長について考えようと、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間は「こどもまんなか 児童福祉週間」と定められています。

**育児に対する支援を  
ご利用ください**

**家庭児童相談**  
子ども家庭支援員や母子・父子自立支援員が、さまざまな悩みごと・心配ごとの相談に応じています。子育てに関する悩みを一人で抱え込まずに、お気軽にご相談ください。

**子ども家庭支援員**  
こども(原則18歳未満)の家庭での養育相談

**母子・父子自立支援員**  
母子・父子家庭と寡婦の人の生活全般の悩みごとや就労支援などの相談

**女性相談支援員**  
DV被害などの困りごとを抱える女性の相談

令和8年度  
「こどもまんなか 児童福祉週間」標語 最優秀作品  
「いこうぜーみんなキラキラのあしたへ  
ゴーゴー！」

**子育て短期支援事業 (ショートステイ)**  
保護者が、病気や出産、冠婚葬祭などで一時的にこどもの養育が困難になったときに児童養護施設でお預かりします。

**子育て世帯訪問支援事業**  
家事・育児などに対して不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭にヘルパーが訪問して、家事・育児を支援します。

利用については、事前にお問い合わせください。

日時 月～金曜日  
(祝日、年末年始を除く)  
9時～16時

場所 こども家庭課 (西館1階)



空き家の利活用を  
考えませんか！

# 空き家 に関する支援をしています



## 空き家・実家 どうしていますか？

### 空き家セミナー 断捨離®から“すまい”の未来を考えよう

問題となる空き家の多くが、荷物が残ったままです。荷物が残ったままだと、整理や処分  
費用や時間がかかり、売却・賃貸や解体など、次のステップに進むことが難しくなります。  
断捨離®の考え方をとおして、家の問題を先送りにしないための第一歩を学びませんか？

日時 **6月28日(日) 10時~12時**

場所 牛津公民館 ホール

定員 50人

講師 ふじた くみこ  
藤田久美子さん  
やましたひでこ公認  
断捨離®チーフトレーナー



予約開始 / 5月7日(木) 9時~

市LINE公式アカウント または 電話  
☎37・6150 (定住推進課)

※LINE予約は24時間受付できます。  
※LINEでのお申し込みは1回につき1人限定。  
複数名での参加の場合は、お一人ずつ別途お申し込みください。

無料

予約  
優先



LINE予約は  
こちらから

### 空き家相談窓口 専門の相談員が空き家の相談に応じます。なんでもご相談ください。

開設日 **火曜日** 10時~17時 ゆめぶらっと小城 2階 市民活動センター内  
**水・木・金曜日** 9時~17時 小城市役所 定住推進課内

※開設日は予告なく変更になることがあります。事前にお電話いただけますと確実です。



空き家コーディネーター  
せお みほ  
瀬尾美穂さん

### 問合せ 小城市 空き家相談窓口 おぎそら ☎080・1493・1079

※おぎそらは、NPO法人空家・空地活用サポート SAGAが小城市より受託している事業です。 (電話受付:月~金 9時~17時 土・日・祝日は休み)  
✉ akiyaogi@gmail.com



市ホームページ空き家相談窓口▲

## 買いたい・借りたい人

### リフォーム費用を補助 (予算の範囲内)

空き家バンクで家を購入した人には、  
リフォーム費用を**最大50万円**補助  
します。

詳細は  
こちら



### 【地域限定拡大助成】

芦刈町内の空き家バンク登録物件を  
●貸す人 ●借りたい人 ●買った人  
芦刈町の空き家バンクを利用した人には、  
**最大150万円**補助します。

詳細は  
こちら



## 危険空き家等除却補助金

周辺に悪影響をおよぼす危険な空き家などを県内の解体業者に依頼して除却  
(解体)する場合、費用の一部を**危険度の高い順から予算の範囲内**で補助します。

詳細は  
こちら



年に一度のみ  
の受付

補助上限額 **50万円~100万円**

事前調査申請期間 5月7日(木) ~ 6月30日(火)

※対象要件などの詳細は、  
交付要綱に記載してい  
ます。申請前に必ずお問  
い合わせください。

# 住まいの災害対策を支援しています



## 補助対象者

補助対象となる住宅またはブロック塀などを所有し居住する人、またはその親族などで耐震診断・ブロック塀などの撤去の費用を負担する人

【注意事項】耐震診断・ブロック塀などの除去を実施する前にお問い合わせください。(実施した後の申請は補助の対象になりません)

### 災害に備えて耐震診断をしましょう

現在居住中で、昭和56年5月31日以前に建築着工した木造住宅の耐震診断は、市が診断士を派遣しますので、自己負担は5,000円です。(残りは市が負担します)

詳細はこちら



【申込期限】11月30日(月)

### 道路に面したブロック塀の除却補助

道路に面したブロック塀で、高さが1メートル以上のものは災害時の避難や物資の輸送に支障をきたすため、除却工事費の一部を補助します。(上限13万3千円)

詳細はこちら



【申込期限】11月30日(月)

# 移住を支援しています



芦刈町限定

## 住宅取得奨励金

Uターンや移住をお考えのご家族やお知り合いにぜひ、ご紹介ください。

詳細はこちら



【対象者】小城市内に自分名義の家を持っていない人で、芦刈町に家を買う人・建てる人

基本  
30万円



子育て加算 1人10万円  
三世帯同居加算 10万円  
市内業者施工加算 10万円  
居住誘導区域加算 10万円  
空き家付き土地購入 30万円



最大  
120万円

### 【主な要件】

- ①建物の取得費用が300万円以上(改修費を除く)であること
- ②新築は50歳未満、中古は65歳未満であること
- ③新築の場合は請負契約から、中古の場合は売買契約から1年以内で登記前に申請すること
- ④10年以上その家に住むこと

契約後、速やかに申請してください。

## 地方創生移住支援金

東京圏から小城市に移住し、起業や就職などについての要件を満たす人への移住支援金。

詳細はこちら



### 【支援金の額】

● 単身 60万円 ● 世帯 100万円

※世帯で移住の場合、移住元・移住先で同じ世帯の人がいることが条件です。

移住する世帯員のうち、18歳未満の人がいる場合は、一人につき100万円を加算(予算の範囲内)

### 【申請者の要件】

- 転入後1年以内であること
- 申請日から5年以上継続して小城市に居住する意図があること
- そのほか、就業先などの規定があります ※事前にお問い合わせください。

## 未来につながるさが移住支援金

世帯の場合は、18歳未満の子どもを帯同し、県外から小城市に移住し、「地域の担い手」要件を満たす人への移住支援金。単身の場合は、59歳以下かつ伝統工芸・スポーツへの就業のみ。

詳細はこちら



### 【支援金の額】

● 単身 60万円 ● 世帯 100万円

【受付期限】  
令和9年  
1月末

### 【申請者の要件】

- 転入後1年以内であること
  - 申請日から5年以上継続して小城市に居住する意図があること
  - そのほか、就業先などの規定があります ※事前にお問い合わせください。
- ※令和8年度で事業終了予定です。



## 2/12 寄贈ありがとうございます

三日月町出身の社会学者・経済学者<sup>たかた やすま</sup>高田保馬を主人公としたふるさと映画「志は朽ちざるに在り」。小城市映画製作実行委員会から教材用DVDを市内各小中学校へ寄贈いただきました。郷土の先人の志に学び、ふるさとへの誇りを育む学習に活用します。



## 2/27~3/1 小城市街道ひなまつり盛会のうちに終了

小城市の春を彩る「小城市街道ひなまつり」が、小城市文化連盟<sup>あいかわ</sup>(相川忠彦<sup>ただひこ</sup>会長)の主催で開催され、市内4会場には、市民の皆さんのひな段飾りや、会員手づくりのひな人形、さげもんなどが多数展示されました。来場者にも一緒に楽しんでもらおうと、子ども着物着付けやひな人形作り体験、ひなまつりコンサートや手作りマルシェも開催され、おもてなしのお茶席も多くの人で賑わいました。また、4会場を巡るスタンプラリーも同時に行われました。



藤瀬さん 相浦さん(親族)

## 2/28 佐賀県芸術文化功労賞 受賞

長きにわたる芸術文化の普及啓発と指導者の育成が評価され、小城市文化連盟から(故)相浦充子<sup>あいうら みつこ</sup>さんが受賞されました。

【佐賀県芸術文化功労賞】(故)相浦充子さん(着物着付)

また、市在住の藤瀬愛<sup>ふじせ あい</sup>さん(洋楽)が佐賀県芸術文化奨励賞を受賞されました。

## 小城市会計年度任用職員を募集します (小城市廃棄物中継センター作業員)

☎37・6145 廃棄物中継センター

速やかに文書  
でお知らせし  
ます。



詳細はこちら

募集職種・採用人数・業務内容・勤務条件

職種	採用予定	主な業務内容	勤務条件	支給単位	報酬など(円)	資格・免許などの条件	勤務場所
作業員	2人	収集作業 場内作業	月～金曜日のうち3日間(シフト制) 8時～16時15分(1日7時間15分勤務) 特殊勤務手当・通勤手当有り	日額	8,686	体力試験 有り	廃棄物 中継センター

選考方法  
廃棄物中継センターで面接を行います。日時や場所などの詳細は、応募後にお知らせします。

申込期間  
5月8日(金) 4月21日(火)～

申込方法  
市が指定する様式「小城市会計年度任用職員採用試験申込書」を使用してください。  
※様式は市ホームページからダウンロードまたは環境課、廃棄物中継センターに備え付けています。

任用期間  
令和8年6月1日(月)～  
令和8年10月30日(金)



## 65歳以上の人の介護保険料のお知らせ

☎ 佐賀中部広域連合 業務課 ☎40・1135 / 高齢障がい支援課 ☎37・6108

令和8年度の介護保険料は4月1日現在の世帯における住民税の課税状況などによって7月に確定します。

保険料が確定するまでの納付方法は、次のとおりです。

**特別徴収（年金天引き）**  
4・6・8月の納付額は、令和8年2月と同額を天引き。（8月から保険料が変更になる場合あり）

**普通徴収（口座振替・納付書）**  
4月から7月までは令和8年4月1日（賦課期日）現在の世帯の状況と、令和7年度住民税の課税状況により算定した保険料を暫定的に納付。（4月中旬に納入通知書を送付）

**介護保険料の減免**  
災害や著しい収入の減少（失業や長期入院など）などの特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、保険料の減免制度があります。（失業や定年退職・自己都合退職は除く）

詳細は、佐賀中部広域連合業務課へお問い合わせください。

### 令和8年度 65歳以上の段階別介護保険料額（概要）

所得段階	対象となる人		率	年額
第1段階	生活保護受給者		0.285	20,388円
	第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が		
第3段階			82.65万円超120万円以下の人	0.485
第4段階		120万円超の人	0.685	48,996円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	82.65万円以下の人	基準額	71,520円
		82.65万円超の人		
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が	120万円未満の人	1.200	85,824円
第7段階		120万円以上210万円未満の人	1.300	92,976円
第8段階		210万円以上320万円未満の人	1.500	107,280円
第9段階		320万円以上420万円未満の人	1.700	121,584円
第10段階		420万円以上520万円未満の人	1.900	135,888円
第11段階		520万円以上620万円未満の人	2.100	150,192円
第12段階		620万円以上720万円未満の人	2.300	164,496円
第13段階		720万円以上の人	2.400	171,648円

## 認知症予防のために運動しませんか？

☎ 高齢障がい支援課 ☎37・6108

定期的に運動することで、認知症の予防につながる事が分かっています。一人で運動してもなかなか継続しづらいものです。

皆さんと一緒に楽しみながら運動しましょう。

**オレンジフィットネス（運動教室）**

**場所** ゆめりあ

**利用料** 1回300円

**実施回数** 年間16回

**時間** 10時～11時30分

**内容** 認知症予防を目的とした運動

**持参するもの** 室内用シューズ、タオル、飲み物


**対象者**

- ・65歳以上の自立した高齢者で、継続的に参加できる人
- ・主治医から運動の制限を受けていない人
- ・自身もしくは家族送迎でゆめりあまで来ることが可能な人

**申し込み・問い合わせ先**  
三日月保健福祉センター  
「ゆめりあ」

☎73・9280

詳細はこちら




# 高齢者の带状疱疹予防接種のお知らせ

健康福祉課 ☎37・6106

高齢者带状疱疹ワクチンの接種費用の一部助成を実施しています。

対象者には4月に、必要書類の入った封筒を送付しています。

### 接種期限

令和9年3月31日(水)まで

※接種期間内であれば、誕生日前でも接種可能です。

※期限を過ぎると全額自己負担となります。

### 対象者

次の①、②のいずれかに該当し、接種を希望する人

①令和8年度中に65、70、75、

80、85、90、95、100歳と

なる人(令和7年度から令和

11年度までの経過措置)

②接種日に60歳以上65歳未満で

あり、ヒト免疫不全ウイルス

による免疫の機能に障がいがある人

(身体障害者手帳1級程度)

※ただし、過去に带状疱疹ワクチンを自費で接種をしたこと

があり、带状疱疹の予防接種

を行う必要がないと認められる

場合は対象外となります。

### ワクチンの種類

次の①、②のいずれか

①生ワクチン(1回接種)

②組換えワクチン(2回接種)

### 費用(自己負担額)

①生ワクチン 2,500円

②組換えワクチン

6,400円(1回あたり)

※医療機関でお支払いください。

生活保護受給者には費用免除

があります。

### 助成回数

どちらかのワクチンに限り、

生涯一度限り(組換えワクチン

は2回で一度とみなします)と

なります。

※令和8年度対象の人は、現時

点では、来年度以降の補助の

対象外となりますので、今年度中の接種をご検討ください。

### 医療機関へ持参するもの

・本人確認書類

・予診票

・済証

・60歳以上65歳未満の人は

身体障害者手帳

・生活保護受給者は証明書

### 接種場所

県内の指定医療機関

一部の医療機関で接種できな

い場合がありますので、医療機

関にご確認ください。

市内の接種できる医療機関は、

市ホームページに掲載していま

す。

詳細はこちら



### 〈令和8年度対象者〉

年齢	生年月日
65歳	昭和36年4月2日～ 昭和37年4月1日生
70歳	昭和31年4月2日～ 昭和32年4月1日生
75歳	昭和26年4月2日～ 昭和27年4月1日生
80歳	昭和21年4月2日～ 昭和22年4月1日生
85歳	昭和16年4月2日～ 昭和17年4月1日生
90歳	昭和11年4月2日～ 昭和12年4月1日生
95歳	昭和6年4月2日～ 昭和7年4月1日生
100歳	大正15年4月2日生～ 昭和2年4月1日生

# 高齢者の肺炎球菌予防接種のお知らせ

健康福祉課 ☎37・6106

令和8年度の高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種の対象者は次のとおりです。対象者には65歳になる月に、必要書類の入った封筒を送付します。

### 接種期間

65歳になってからの1年間

※66歳からは全額自己負担

(10,000円程度)となります。

ます。

対象者 次の①、②のいずれかに該当し、接種を希望する人

※ただし、過去に肺炎球菌ワクチン(23価ワクチン)を自費・公

費問わず接種をしたことがあ

る人は対象外となります。

①接種日に65歳の人

②接種日に60歳以上65歳未満で

あり、心臓、腎臓もしくは呼

吸器の機能またはヒト免疫不

全ウイルスによる免疫の機能

に障がいがある人

(身体障害者手帳1級程度)

接種回数 1回

費用(自己負担額)

3,300円

※医療機関でお支払いください。

生活保護受給者には費用免除

があります。

詳細はこちら



## がん患者アピランスケア助成金のご案内

問申 健康福祉課 ☎37・6106

市では、がん患者の皆さんが、治療に伴うアピランス(外見)上の変化をカバーし、安心して療養生活や社会参加に取り組むための一助となるよう、医療用補正具の購入費用の一部を助成します。

## 助成の対象となる人

- ① 次の全ての要件を満たす人  
① 申請日において小城市に住民票がある人
- ② がんに係る治療を現に受けている、または過去に受けていた人
- ③ がんの治療に伴う脱毛、または乳房の切除により、医療用補正具を購入している人
- ④ 当該年度において、他の自治体から同種の助成などを受けない人

## 助成対象経費

- ① 医療用ウィッグ
  - ② 乳房補正具
- ※本体に含まれない付属品およびケア用品は対象になりません。

## 助成金額

購入費用の2分の1  
(上限2万円)  
※1円未満は切り捨て。

## 助成回数

医療用ウィッグ、乳房補正具それぞれにつき、1年度に1回

## 申請期限

購入日の翌日から1年以内

## 必要書類

- ① 申請書 (健康福祉課窓口設置、市ホームページからダウンロードできます)
  - ② がんに係る治療を受けている、または過去に受けたことを証明する書類
  - ③ 医療用補正具を購入した領収書 (原本)
- ※日付、宛名、購入金額、商品名が記載されているもの。

- ④ 申請者の本人確認書類

(マイナンバーカード、運転免許証など)

- ⑤ 振込先口座の通帳の写し
- ⑥ 印かん (朱肉を使うもの)

詳細はこちら



## 骨髄等提供者に助成金を交付します

問申 健康福祉課 ☎37・6106

市では、骨髄または末梢血幹細胞(以下「骨髄等」という)の移植の推進を図るため、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等の提供を行った人に助成金を交付します。

## 助成の対象となる人

- ① 次の全ての要件を満たす人  
① 日本骨髄バンクにドナー登録をしている人
- ② 骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた人
- ③ 骨髄等を提供した日および申請時において、小城市に住所を有する人
- ④ 他の自治体が実施する同種の助成を受けない人

## 助成内容・助成金額

骨髄等の提供のための通院および入院などに要した日数×2万円

(上限一回の提供につき14万円)

※骨髄等の採取術およびこれに関連した医療処置によって生じた健康被害による通院および入院は除きます。

## 申請期限

骨髄等の提供が完了した日(提供に係る入院をして退院した日)から1年以内

## 必要書類

- ① 申請書兼請求書 (健康福祉課窓口設置、市ホームページからダウンロードできます)
- ② 日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類
- ③ 骨髄等の提供に係る通院、入院または面談した日を証する書類
- ④ 本人確認書類
- ⑤ (マイナンバーカード、運転免許証など)
- ⑥ 印かん (朱肉を使うもの)

## 問い合わせ・申請先

健康福祉課 健康増進係



詳細はこちら



# 令和8年度 小城市国保人間ドック助成の申し込みを受け付けます

問申 保険年金課 ☎37・6101

## 対象者

- ・申請日時点で小城市国民健康保険の加入期間が1年以上の人
- ・令和8年4月1日現在40歳以上で、人間ドック受診日において75歳未満の人
- ・国民健康保険税を完納している世帯
- ・令和8年度の特定健診を受診していない人

※1特定健診とは40歳以上75歳未満の人を対象とした健診のことです。

**申込期限** 5月20日(水)

**申込方法** 市LINE公式アカウントからお申し込みください。LINEアカウントをお持ちでない人については、保険年金課窓口にて直接お申し込みください。

## 定員

①市内の医療機関で受ける人 120人

助成額  
受診費用の7割  
(上限21,500円)

②市外の医療機関で受ける人 40人

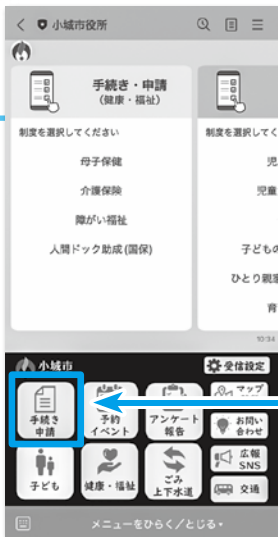
※応募者多数の場合は抽選となります。(先着順ではありません)

**助成対象期間**  
令和9年2月28日(日)までの受診分

※受診日に市外へ転出していた場合や他の健康保険に加入していた場合は、助成できません。

**申込受付後の通知について**  
申し込み後、審査を行い、助成の「可・否」について郵送またはメールで通知します。助成対象者となった場合は、「人間ドック助成券」を受け取りに必ずご来庁ください。

※健診結果に基づき、市の保健師などが事後指導を行う場合があります。



## LINEで人間ドック助成の申し込みができます

### LINEでの申込方法

友だち追加はこちらから



①小城市LINE公式アカウントを友だち追加します。

②「手続き・申請(健康・福祉)」内の「人間ドック助成(国保)」から申し込んでください。

※令和8年4月20日(月)から5月20日(水)まで受け付けています。

詳細はこちら



## 多面的機能支払交付金のご案内

問申 農村整備課 ☎37・6127

**補助対象経費**  
共同作業による日当や消耗品(チップソーや混合油など)、農業を支える共用設備の補修や更新などの費用

多面的機能支払交付金とは、農業者および地域住民などでグループ(活動組織)をつくり、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域の共同作業などに、協定で定められた農用地の面積に応じて支払われる交付金です。

令和9年度から交付金の活用を希望される組織は、8月末までに農村整備課にご相談ください。

## 安全に農作業を行うためご協力ください!

問申 農村整備課 ☎37・6127

農道での農作業車と一般車両とのトラブルが多発しています。農作業では大型の機械などを使用するので、狭い農道では、すれ違いができない場合があります。

これから田植えなどが始まり、農作業中の車や機械が農道に停車していることが多くなります。農道は、農作業を行うために整備されたものです。農作業中の車や機械が止まっている際は、無理に通行することはお控えください。

# ペットの飼育は「法律」に基づく責任があります

問 環境課 ☎37・6102

## 「フンの放置や多頭飼育崩壊」

### 法律に触れる可能性があります

動物愛護管理法や法に基づく環境省の基準により、飼い主には「終生飼養」「繁殖制限」「危害防止」が義務付けられています。「自分だけは大丈夫」と思わず、法律に基づいた適正な飼育を徹底してください。



### 散歩中のフン放置は法律違反の恐れがあります

フンの放置はマナー違反にとどまらず、法律に触れる可能性があります。

#### ① 廃棄物処理法・軽犯罪法

フンを道路や他人の土地に放置することは、「廃棄物処理法」などに抵触する恐れがあります。「土に埋める」「側溝に流す」行為も不法投棄とみなされる場合があります。必ず持ち帰り、適正に処理してください。

#### ② おしっこは水で洗い流す

環境省の基準では「周辺環境を損なわないこと」が求められています。電柱や壁への配慮をし、排泄後はたっぷりの水で洗い流してください。散歩時は水入りボトルを必ず携帯しましょう。



### 不妊・去勢手術は「法律上の義務」です

「かわいいそう」は誤りです。法律は飼い主に繁殖制限を求めています。

#### 法律上の義務と罰則

動物愛護管理法(第37条)では、適正に飼えなくなる恐れがある場合の繁殖制限を義務付けています。手術を怠り多頭飼育崩壊(ネグレクト)に至ると、同法(第44条)の「虐待」にあたり、1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金に処される可能性があります。

### 手術はペットを守る手段

病気(生殖系)の予防、ストレス軽減、問題行動の抑制など、健康と安全につながります。



### 猫の飼い主・エサやりをする人へ

#### ① 室内飼育に努める

(環境省基準)

交通事故、感染症、近隣トラブル(フン尿・車への傷)を防ぐため、室内飼育に努めましょう。

#### ② 無責任なエサやりはNG

エサを与えるだけでは、過酷な環境で暮らす猫を増やすことにつながります。不妊去勢手術や食べ残しの片付けなど、最期まで見守る管理責任を果たしてください。



環境省パンフレット  
「宣誓！無責任飼い主  
0宣言!!」



環境省パンフレット  
「やささないのも愛」

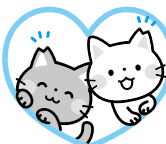


## 目標達成

## 地域猫活動クラウドファンディングの結果報告

令和7年12月1日から令和8年2月27日に実施しました地域猫活動クラウドファンディングは、多くの寄附をいただき、目標金額50万円を達成することができました。ご支援・ご協力を賜り、ありがとうございました。

いただいた寄附金は、猫と人が安心して共生できるまちづくりのため、地域猫活動団体に不妊去勢手術費用の一部への補助金として活用いたします。



寄附金額 654,000円  
支援人数 34人  
支援事業所 1社

問 環境課 ☎37・6102

# 第十二回特別弔慰金の請求を受付中です

問申 健康福祉課 ☎37・6106

令和7年4月1日から、戦没者等のご遺族に対する第十二回特別弔慰金の請求を受け付けています。対象となる人で、まだ請求されていない人は手続きをお願いします。

## 支給対象者

戦没者等の死亡当時の遺族で、令和7年4月1日において公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合に、次の順番による先順位の一入の遺族に支給されます。

① 令和7年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した人

② 戦没者等の子

③ 戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

(戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わりま

す)  
④ 前記①から③以外の戦没者等の三親等内の甥、姪などの親族(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた人に限定されます)

## 支給内容

額面275,000円  
(5年償還の記名国債)

## 請求期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

(請求期間を過ぎると第十二回特別弔慰金を受けることができなくなりしますので、ご注意ください)

## 請求に必要な書類

健康福祉課窓口で配付する書類

- ・ 請求書
- ・ 現況申立書
- ・ ご準備いただく書類
- ・ 請求者の戸籍抄本
- ・ 本人確認書類
- ・ その他書類

請求者の状況に応じて必要な書類が異なります。詳細は、健康福祉課地域福祉係までお問い合わせください。



お知らせ

# 令和8年経済センサス(活動調査)を実施します

問 企画政策課 ☎37・6115

令和8年6月1日(月)を基準日として、「令和8年経済センサス(活動調査)」を実施します。

## 調査目的

事業所および企業の経済活動の状態を全国のおよび地域別に明らかにすることです。

## 調査対象

工場や飲食店、個人事務所などを含む、全ての事業所・企業が対象です。

提出期限 6月8日(月)

※期限までにインターネット回答が確認できなかった場合は、調査員証を携帯した調査員が伺いますので、調査の趣旨・必要性をご理解いただき、調査票の記入をお願いします。

経済センサス活動調査 ホームページ  
詳細はこちら



# 手話を勉強してみませんか？

問申 高齢障がい支援課 ☎37・6108 FAX37・6162

手話奉仕員養成講座(入門・基礎課程)の受講生を募集します。手話に興味がある人、基礎から学びたい人などの受講をお待ちしています。

日時 6月5日(金)～

毎週火・金曜日 計47回  
18時30分～20時30分

場所 ゆめがらとつと小池

対象者 市内に居住・通勤・通学している高校生以上の人  
※高校生は保護者の同意が必要です。

定員 20人

(初めての受講者優先)

内容 手話によるコミュニケーションの基礎

受講料 2,290円  
(テキスト代)

申込期限 5月15日(金)

申込方法 高齢障がい支援課窓口または二次元コードからお申し込みください。また、市ホームページからも申請書をダウンロードできますので、郵送・FAXでの提出も可能です。

詳細はこちら

申込はこちらから



## 令和8年度 第一期収蔵品展を 開催します

問 文化課（桜城館 2階） ☎71・1132

中林梧竹記念館では、明治の書聖・梧竹の作品を定期的に入れ替えながら紹介しています。制作年代や書体によってさまざまな表情を見せる梧竹作品を、ぜひ味わってみてください。

**期間**  
4月25日(土)～6月21日(日)  
※休館日 月曜日、祝日  
なお、祝日で開館する日、平日で休館する日があります。詳細は市ホームページをご確認ください。

## パパママ教室を開催します

問 申 子育て家庭課 ☎37・6107

はじめてパパママになるご夫婦を対象にした両親学級を開催します。

**日時**  
6月14日(日)  
9時30分～12時  
(受付 9時～9時25分)

**場所**  
ゆめりあ

**対象者**  
初めて出産を迎える妊婦(出産予定日が7月～10月の人)とその配偶者

**定員** 24組(事前予約制)

**申込方法**  
電話または二次元コードからお申し込みください。

### 内容

- ・保健師による講話
- ・沐浴体験
- ・パパの妊婦体験
- ・おむつ交換体験

詳細はこちら  
申込はこちら



認いただくか、文化課までお問い合わせください。

### 場所

中林梧竹記念館  
(桜城館 2階)

### 入場料

200円  
(大学生以下無料)

## 「砥川石工道具類」が小城市重要文化財に指定されました

問 歴史資料館 ☎71・1132

砥川石工は、牛津町上砥川谷地区を拠点とした石工集団で、江戸時代には、平川<sup>ひらかわ</sup>と四右衛門<sup>よへもん</sup>らが優れた石造物を制作していました。彼らの作品は、佐賀県内はもとより県外でも確認されています。

今回、指定された石工道具類は、旧牛津町や歴史資料館に寄贈された道具類145点で、最終期の砥川石工3人が昭和から平成初期にかけて実際に使用していたものです。

石材加工に用いた一連の道具がほぼ揃っているうえに、未完成の石造物には、完成品では確認することのできない各工程で道具を使い分けた加工痕が残っています。

これらの石工道具類は、江戸時代から現代にかけて上砥川を拠点に西北九州や中九州で広く活躍した砥川石工の営みや技術、歴史を物語る貴重な資料として、令和8年2月26日付けで小城市重要有形民俗文化財に指定されました。

「砥川石工道具類」の展示会を開催します

「砥川石工道具類」が市重要文化財になったことを記念して展示会を開催します。

石工道具類の実物やパネルを展示し、砥川石工を紹介します。

### 期間

5月16日(土)～6月21日(日)

### 休館日

月曜日、祝日

※6月8日(月)開館、9日(火)休館

### 場所

歴史資料館 企画展示室  
(桜城館 2階)



「砥川石工道具類」の一部

# 令和8年度 人事異動

令和8年4月1日付けで市職員の人事異動を行いました。課長級以上の異動は次のとおりです。

- 部長級**
  - 〔市民部〕 部長 岩崎広幸
  - 〔建設部〕 部長 田中伸嗣
  - 〔教育部〕 部長 池田博信
- 課長級**
  - 〔総務部〕
    - 総務課長(兼)選挙管理委員会事務局長 西精一郎
    - 総務課付(佐賀県) 大坪大介
    - 企画政策課長 樋渡理香
    - 地域振興課長 大坪充典
  - 〔市民部〕
    - 保険年金課長 楠田武
  - 〔福祉部〕
    - 高齢障がい支援課長 相原伸治
  - 〔産業部〕
    - 農林水産課長 飯盛孝幸
  - 〔建設部〕
    - 下水道課長 内田道昭
    - 都市計画課長 下村照正
    - 定住推進課長 岩本健二
  - 〔会計局〕
    - 会計管理者 永淵実希
  - 〔教育委員会〕
    - 教育総務課長 空閑剛
    - 生涯学習課長 高塚直美
  - 〔議会事務局〕
    - 次長 西田浩一

お知らせ

部	変更前		変更後	
総務部	総務課	庶務文書係、人事係、給与係、衛生管理係	総務課	庶務文書係、人事係、給与係、衛生管理係、 <b>秘書係</b>
	企画政策課	政策調整係、地域づくり係、情報政策係	企画政策課	政策調整係、 <b>広報戦略係</b> 、情報政策係
	総合戦略課	総合戦略係、秘書広報係		—
		—	<b>地域振興課</b>	<b>地域振興係</b>
市民部	国保年金課	国保年金係、後期高齢者医療係	<b>保険年金課</b>	国保年金係、後期高齢者医療係
産業部	商工観光課	商工観光係	商工観光課	商工観光係、 <b>企業立地係</b>

令和8年4月から市役所の組織が変わりました  
変更のあった部署についてお知らせします。

## おぎの歴史探検隊

### 立石の板碑

小城郷土史研究会／著

小城市三日月町立石の天満宮境内に、その地名にふさわしい堂々とした石塔が立っています。高さ2.22mにおよぶこの巨大な石塔は、かつては集落北東の水田の中にあり、地元の人々から「千葉さん」と呼ばれ親しまれてきました。その後、<sup>ほじょう</sup>圃場整備に伴い現在地へと移設されたものです。

この石塔の最大の特徴は、その洗練された形状にあります。塔身の幅は根元で37cmほどですが、上に向かうにつれてわずかに細くなっており、非常にスマートな印象を与えます。実際にその前に立つと、細身ながらも天を突くような高さに圧倒されることでしょう。

塔の正面には、上部に円文と「南無妙法蓮華經」の題目が深く刻まれ、下部には「天文五年(1536年)二月」の紀年銘や、仏教用語であ

る「七分全徳」の文字が見て取れます。また、移設の際には地下から一字一石経(石に経文を一文字ずつ書いたもの)が多数出土しました。これらの銘文や遺物から、この塔は戦国時代、死者の追善供養や、自身の生前の徳を積む逆修供養のために建てられた「題目板碑」と考えられます。

造立当時の肥前は、山口県の大内氏の侵攻により、小城の千葉氏を取り巻く支配体系が崩壊する転換期にありました。主家の少弐氏が追い詰められ、千葉氏もまた、台頭する龍造寺氏に次第に取り込まれていく激動の最中です。

まさに“もののふ”たちが生死を懸け、家の存続に奔走した時代。この塔は、過酷な乱世を生きた武士たちの精神的支柱であり、小城の戦国史を雄弁に物語る極めて貴重な文化財といえるでしょう。



▲3Dによる正射画像

令和8年度 公立佐賀中央病院 外来担当医一覧表 (令和8年4月1日以降)

	月	火	水	木	金	
午前	内科新患	徳島	菅	内田	渡邊	小宮
	一般内科	菅			菅	
	循環器内科	内田 龍	中村	中村	龍	内田 龍
	呼吸器内科	小宮	●田中 徳島	●高橋	●田中 小宮	徳島
	消化器内科	芥川 後藤	芥川 渡邊	渡邊	貞島	芥川 後藤
	糖尿病内科	●山口	高木	高木	●山口	高木
	肝胆膵内科		木塚	●桑代	木塚	
	産婦人科	佐護	佐護	佐護	佐護	
	小児科	市丸	市丸	藤田	市丸	藤田
	整形外科	嶋崎 宮本	嶋崎 宮本	嶋崎 宮本	嶋崎 宮本	嶋崎 宮本
		宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎
	外科	與田 三宅	園田	佐藤	三宅 與田	三宅
			與田			
	泌尿器科					●大学
午後	内科新患	菅	後藤	大学(総合診療部)	菅	木塚
	一般内科					菅
	循環器内科	中村	内田	龍	●大学	
	呼吸器内科				徳島	
	糖尿病内科	●中川内			高木	
	腎臓内科		カ久			
	外科	與田			●大学	
	産婦人科	佐護	佐護	佐護	佐護	
	小児科	市丸	市丸	藤田	市丸	藤田
	眼科 ※					●大学
	脳神経外科	●大学				
	耳鼻咽喉科	●大学			●大学	
	皮膚科			●大学		●大学
	リウマチ・膠原病科		●大学		●大学	
脳神経内科		●大学		●大学		
泌尿器科		●大学	●大学			

●←予約制です。※新患の人はご相談ください。

健診センターからのご案内

当院健診センターでは、各種人間ドックや特定健診、生活習慣病予防健診、企業健診に加え小城市・多久市の住民の皆さんの対策型各種がん検診も行っております。各種健診のご予約やお問い合わせについては、お気軽に担当までご連絡ください。



問 健診センター ☎20・2677

受付・診療時間

	受付時間	診療時間
午前診療	8時30分～11時30分	9時～12時30分
午後診療	13時～16時30分	14時～17時15分

※眼科の午後診療は13時開始です。

※面会時間 14時～19時 (1回30分、3人ずつ、中学生以上となります)

※予約時間を変更される場合は、13時30分から16時までにご連絡ください。

問 公立佐賀中央病院 ☎20・3400

職員採用試験案内

問い合わせ  
公立佐賀中央病院 事務局  
☎20・3400

詳細はこちら



試験に関する事項  
受験資格、試験日、手続きなど、詳細については当院ホームページに掲載の募集要項をご確認ください。  
※募集要項などについては当院ホームページからダウンロードできます。

- 公立佐賀中央病院職員採用区分
- ・看護師
  - ・事務職員
  - ・薬剤師
  - ・理学療法士・作業療法士



問い合わせ  
総務課  
☎37・6112

詳細はこちら



小城市役所職員  
令和8年度小城市職員採用試験の実施予定一覧を市ホームページに掲載しました。  
詳細は、市ホームページをご覧ください。